

## 申告期限延長に伴う当会の対応について

先日、国税庁より申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について令和2年4月16日（木）まで延長されることが発表されました。

当会におきましては、3月中の予定は当初の通り、3月16日（月）11時までを決算申告指導会、3月17日（火）から3月30日（月）までを消費税の申告指導会を行う予定です。

また、申告期限の延長に伴い、4月8日（水）から4月14日（火）（土・日除く）までの期間を所得税・消費税の申告指導会を新たに開催することとなりました。（※）

※e-Taxをご利用の方は、本人送信のみの対応となります。

新たに追加された期間のご来局をご検討の方は、あらかじめ予約をおとりになってからご来局くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

予約は3月4日（水）より受付いたします。

お電話でご予約の方の電話番号は下記の通りです。

3月13日（金）まで

0800-800-5590（一般電話からお掛けの場合）

042-851-4600（携帯電話・公衆電話などからお掛けの場合）

3月16日（月）から

042-756-4104